

国立大学法人新潟大学学長の解任手続に関する規則実施細則

（平成17年8月5日）
（学長選考会議議長裁定）

（趣旨）

第1条 この細則は、国立大学法人新潟大学学長の解任手続に関する規則（以下「規則」という。）第9条の規定に基づき、学長の解任手続に関し必要な事項を定める。

（解任の審査請求）

第2条 規則第4条による解任の審査請求は、次の各号に掲げる書類を添付し、請求するものとする。

（1）学長解任審査請求書（別記様式第1号）

（2）署名簿（規則第4条第1項第2号及び第3号の場合に限る。別記様式第2号）

2 規則第4条第1項第2号に基づく解任審査請求の資格者は、解任の審査請求を行う日に在職する者とする。

（調査委員会）

第3条 規則第5条第4項に規定する調査委員会は、学長選考会議が指名する者若干人で構成する。

2 調査委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の中から互選する。

3 委員長は、調査委員会を招集し、その議長となる。

4 調査委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

5 委員長は、調査委員会の調査結果を、学長選考会議に速やかに報告するものとする。

（解任審査の通知）

第4条 学長選考会議は、規則第6条に規定する学長及び解任審査請求の代表者への通知は、別記様式第3号により行い、公示は、別記様式第4号を掲示及び新潟大学ホームページ（学内専用ページ）に掲載することにより行う。

附 則

この細則は、平成17年8月5日から施行する。

別記様式第 1 号（第 2 条関係）

学 長 解 任 審 査 請 求 書 年 月 日 国立大学法人新潟大学学長選考会議議長 殿 (規則第 4 条第 1 項各号に掲げるものの代表者) ○ ○ ○ ○ 印 下記の事由により，国立大学法人新潟大学学長の解任手続に関する規則（以下「解任手続規則」という。）第 4 条第 1 項の規定に基づき，国立大学法人新潟大学学長の解任について審査を請求します。	
解任審査請求の事由（該当する事項にレを付すこと。複数可） ☐ 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められる。(解任手続規則第 3 条第 1 号) ☐ 職務上の義務違反がある。(解任手続規則第 3 条第 2 号) ☐ 職務の執行が適当でないため本法人の業務の実績が悪化した場合であって，引き続き職務を行わせることが適当でないと認める。(解任手続規則第 3 条第 3 号) ☐ 学長たるに適しないと認める。(解任手続規則第 3 条第 4 号)	
具体的内容についての記述 (解任審査請求の事由が複数ある場合は，その事由ごとに記述すること。) ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- -----	

備考 1 規格は，A 4 判とする。
 2 必要に応じて，関係資料を添付すること。

別記様式第2号 (第2条関係)

学長解任の審査請求に係る署名簿

年 月 日

[illegible]

年 月 日

国立大学法人新潟大学学長又は解任審査請求の代表者 殿

国立大学法人新潟大学学長選考会議

国立大学法人新潟大学学長の解任審査の結果について（通知）

国立大学法人新潟大学学長の解任手続に関する規則第4条第1項の規定に基づき学長解任の審査請求のあった件について、同規則第5条第1項の規定に基づき審査した結果、下記のとおり決定したので、通知します。

記

（解任することの決定をした場合）

1 解任される職・氏名 国立大学法人新潟大学学長 ○ ○ ○ ○

2 解任の事由

3 解任を議決した日 年 月 日

（解任をしないことの決定をした場合）

1 解任をしない理由

2 解任しないことを議決した日 年 月 日

別記様式第4号（第4条関係）

国立大学法人新潟大学学長の解任審査の結果について（公示）

国立大学法人新潟大学学長の解任手続に関する規則第4条第1項の規定に基づき学長解任の審査請求のあった件について、同規則第5条第1項に規定に基づき審査した結果、下記のとおり決定したので、公示する。

記

(解任することの決定をした場合)

- 1 解任される職・氏名 国立大学法人新潟大学学長 ○ ○ ○ ○
- 2 解任の事由
- 3 解任を議決した日 年 月 日

(解任をしないことの決定をした場合)

- 1 解任をしない理由
- 2 解任しないことを議決した日 年 月 日

年 月 日

国立大学法人新潟大学学長選考会議